

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

| |
|---|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第104条の4第3項 |
| 処 分 の 概 要：申出による免許の付与 |
| 原権者（委任先）：福井県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の3（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の4（申請による取消し の基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等） |
| 審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。） |
| 標 準 処 理 期 間：申出の当日中 |
| 申 請 先：運転免許課（各分室を含む） |
| 問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部交通部運転免許課免許係 0776-51-2820（内線201） |
| 備 考： |